

小郡三井医師会従業員退職金支給規則

第1条 この規則は、小郡三井医師会従業員就業規則第30条及び従業員給与規則第17条の規定により、従業員が退職又は在職中に死亡したときに支払う退職金に関する事項について定める。

第2条 本規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

第3条 従業員が退職する時は、この規則によって退職金を支給する。ただし、次の者には支給しない。

- (1) 臨時に雇い入れた者。
- (2) 勤続年数が3年未満の者。
- (3) 懲戒解雇した者。

第4条 退職事由は、次のとおりとする。

- (1) 自己の都合によるとき。
- (2) 業務上の傷病によるとき。
- (3) 医師会の都合によるとき。
- (4) 定年によるとき。
- (5) 死亡したとき。

第5条 退職金は、退職時の基本給の月額に次の率を乗じて計算する。

勤続年数	3	4	5	6	7	8	9	10	11～15	16～18	19～20	21～25	26～30	31～
率	1	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20

第6条 第4条の事由のうち、第2号から第5号までのいずれかに該当して退職した場合は、前条の率を乗じた上で、さらに次の率を乗じる。

勤続年数	3～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～
率	1.2	1.25	1.3	1.4	1.5	1.6

第7条 第4条第1号の事由で退職した場合は、第5条の率を乗じた後、さらに次の率を乗じる。

勤続年数	3～5	6～8	9～10	11～15	16～20	21～
率	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9

第8条 この規則を適用するための勤続年数の計算は、採用の日(試用期間を含む)から次の日までとする。

- (1) 退職 退職願が正式に受理された日又は退職願提出後30日目。
- (2) 定年 満60歳に到達した日の属する月末。

(3) 死亡 死亡当日。

- 2 1年未満の端数がある場合は、6ヵ月を超えているものは1年に繰り上げ、6ヵ月以下のものは切り捨てる。
- 3 休職期間は、勤続年数に算入しない。
- 4 育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間は、勤続年数に算入しない。

第9条 退職金は、支給の事由の生じた日から1ヵ月以内に退職した従業員（死亡による退職の場合はその遺族）に対して支払う。

第10条 本規則に定めのない事項については、理事会の議を経なければならない。

第11条 この規則は平成13年4月1日より施行する。

設定 平成13年2月9日